

第8回民間団体への援助に関する検討会  
富田座長試案に対する総務省意見

平成19年3月

第1 民間団体による犯罪被害者等支援の在り方について

2 民間団体への援助における国と地方公共団体との役割分担

(意見)

「国においては、一定の方向性の下、民間団体に対する援助に地方公共団体が要した費用について応分の負担を行う」とされているが、応分の考え方が明確でないと思われる。全国的見地から地方自治体が一律に対応を求められる事項については、国が費用負担するべきとの原則があることを指摘しておく。